

○内閣府、総務省、財務省、
厚生労働省、経済産業省 令第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第一項第一号の規定を実施する
ため、株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に
関する命令を次のように定める。

平成二十四年五月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に

関する命令

1 株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する大規模な事業

者に該当する事業者が、同項に規定する再生支援の申込みを行おうとする場合は、主務大臣に対し、同号に規定するおそれがある旨の認定を申請しなければならない。

2 前項の認定の申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 法第二十五条第一項第一号に規定する大規模な事業者に該当することを証する書類

二 法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがあることを示す書類

三 その他参考となるべき書類

3 主務大臣は、法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定をしたとき、又は当該認定をしないものとしたときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。